

瀬戸内市国土強靱化地域計画

（概要版）

令和3年3月

瀬戸内市

1 計画策定の主旨及び計画の位置付け

計画策定の主旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法に基づき、国は、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を定め、強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）を推進することとしています。

瀬戸内市（以下「本市」または「市」という。）においても、台風の大型化や集中豪雨の多発化等による河川の氾濫、土砂災害、市街地での内水氾濫などに加え、今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生すると想定されている南海トラフ地震による大規模自然災害の発生リスクが高まっていることから、国や岡山県（以下「県」という。）の動きに合わせて強靱化への取組を進めることとした。大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、災害に強い地域社会づくりを進める必要があることから、本市の地域特性に則した取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この瀬戸内市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

計画の位置付け

この地域計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、第 3 次瀬戸内市総合計画（以下「総合計画」という。）との整合・調和を図りながら、地域の強靱化に係る本市の個別計画等の指針として定めるものです。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化基本法（内閣官房）より抜粋

計画の推進期間

計画の推進期間は、総合計画の計画期間を勘案し、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

2 基本的な考え方

基本方針

国土強靱化は、国・地方のリスクマネジメントであり、PDCA サイクルを繰り返すことによる取組推進を基本とします。検討・取組の特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や、国土利用・社会経済システムの現状のどこに問題があるかを知る「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となります。よって、以下の基本的な方針をもとに、地域計画を策定します。

国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ② 長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ③ 「自立・分散・協調」型国土構造の実現に寄与すること

適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ② 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせること
- ③ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策とすること

効率的な施策の推進

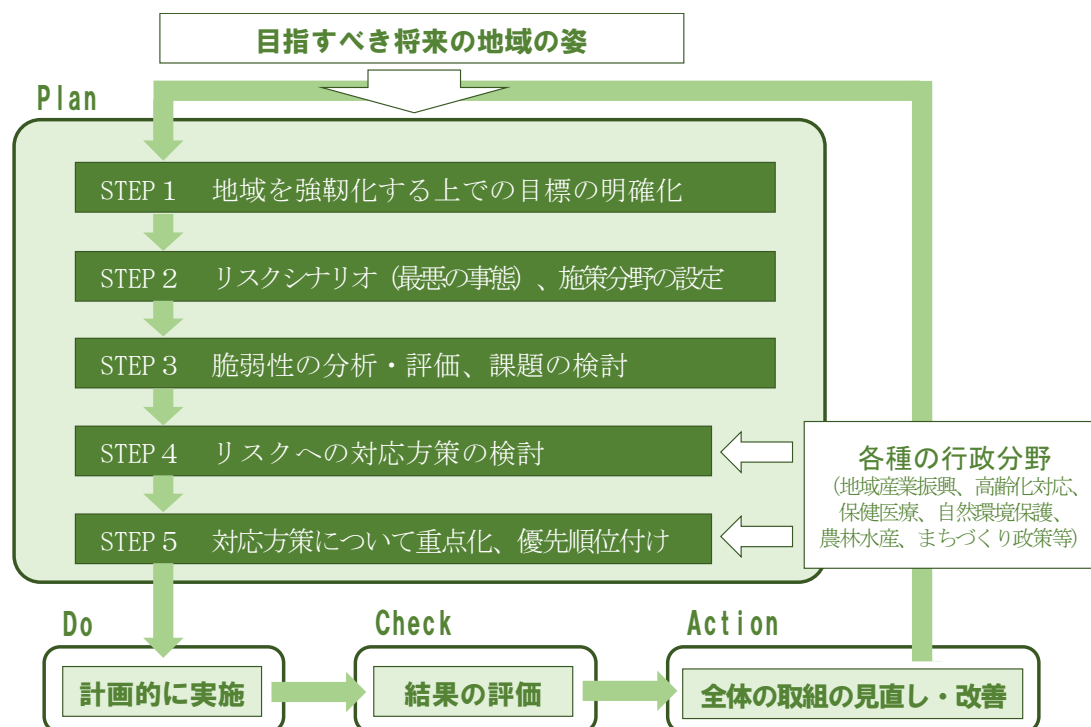
- ① 人口減少等に起因する需要の変化、気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ② 民間資金の積極的な活用を図ること

地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ③ 地域特性に応じ、環境との調和及び景観の維持に配慮し、自然との共生を図ること

なお、地域計画策定に当たっては、基本計画や岡山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくこととします。

計画の策定と PDCA サイクルによる推進



基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧復興を可能にすること

事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- ⑨ 自助・共助の取組を推進し防災意識の高揚を図り地域の総合的な防災力を高める

3 対象とする災害

本市に大きな被害をもたらす自然災害を、地域特性や過去の災害発生、予見の状況や県地域計画の設定も踏まえ以下のとおり設定しました。

| 自然災害の種類 | 想定する規模等 | 瀬戸内市の災害特性 |
|----------------------|--|--|
| 南海トラフ地震及びその発生に伴う津波災害 | 今後30年間の間に70～80% ^{※1} の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(平成25年7月被害想定公表) ^{※2} | 県の被害想定によると、市内で最大震度6弱が想定されている。さらに、瀬戸内海及び吉井川沿岸の地域では、最大津波高2.8mが想定されている。また、一部地域では液化化危険度が極めて高くなっていることから、人身、建物に被害が生じる。 |
| 断層型地震 | 山崎断層帯や那岐山断層帯など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード7～8クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身・建物被害が生じる。(平成26年5月被害想定公表) ^{※3} | 市域に最も影響のある断層型地震としては、山崎断層帯による地震で、最大震度5強が想定されており、木造旧耐震の住家等の被害が生じる。 |
| 土砂災害 | 特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。 | 市域には、121箇所の土砂災害警戒区域と55箇所の土砂災害特別警戒区域が指定されており、人身、建物被害及び集落等の孤立が生じる。 |
| 洪水 | 過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。 | 吉井川等での水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により、河川の氾濫や人身、建物被害等が生じる。 |
| 高潮 | 台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身、建物被害等が生じる。 | |
| 内水氾濫 | 過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及ぶ。 | 水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、人身、建物等に大きな被害が及ぶ。 |
| 複合災害・二次災害 | 南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の襲来により、被害がさらに拡大する。 新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。 | |

※1 文部科学省地震調査研究推進本部 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧

※2 岡山県危機管理課ホームページ 地震の被害想定について(発生確率を除く)

※3 岡山県防災砂防課ホームページ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所一覧表

4 脆弱性の評価及び施策の推進方針

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態を参考に、本市の地域特性に基づき、37のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）（以下「リスクシナリオ」という。）を設定しました。

※ は、重点化を図るリスクシナリオ

| 事前に備えるべき目標 | | リスクシナリオ | |
|------------|---|---------|--|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | | 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | | 2-6 | 被災地における感染症等の大規模発生 |
| | | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーン ^{*1} の寸断等による企業の生産力低下 |
| | | 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| | | 5-3 | 交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 |
| | | 5-5 | 農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 |

| | | | |
|---|---|-----|---|
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止 |
| | | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-5 | 河川堤防、防潮堤、水門・樋門などの防災インフラの長期間にわたる機能不全 |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-2 | 臨海部の広域複合災害の発生 |
| | | 7-3 | ため池、河川堤防、防潮堤、水門・樋門などの防災インフラ等の損壊・機能不全や土砂の流出による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出による市域の環境汚染 |
| | | 7-5 | 農地・森林等の被害による市域の荒廃 |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態 |
| | | 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | | 8-4 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| 9 | 自助・共助の取組を推進し防災意識の高揚を図り地域の総合的な防災力を高める | 9-1 | 市民の防災意識の低下や自主防災組織等の防災・減災に対する取組不足による、避難行動や災害対応の遅れや被害の拡大 |

施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下を設定しました。

| | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 個別施策分野 | ①行政機能／消防／防災教育等 | ②住宅・都市／交通・物流 |
| | ③保健医療・福祉 | ④エネルギー／環境 |
| | ⑤産業／農林水産 | ⑥情報通信 |
| | ⑦国土保全・土地利用 | |
| | 横断的分野 | |
| | A リスクコミュニケーション | B 人材育成 |
| | C 官民連携 | D 老朽化対策 |

リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、リスクシナリオ別の推進方針を定めました。

- ① 脆弱性評価結果の改善策として、総合計画や推進中又は計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮。
- ② 基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化。

事前に備えるべき目標

1

直接死を最大限防ぐ

1-1

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①住宅・建築物の耐震化促進 ②市管理施設の計画的な耐震対策の推進 ③市立学校施設の整備促進 ④市営住宅の計画的な老朽化対策 ⑤社会福祉施設等の耐震化促進 ⑥不特定多数が集まる公園施設の耐震化、老朽化対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実 ⑧大規模盛土造成地の計画的な調査実施 ⑨空き家対策の実施 |
|---|---|

1-2

市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①大規模商業施設等の防火対策の促進 ②消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲】 ③消防団の充実強化 | <ul style="list-style-type: none"> ④初期消火体制の充実 ⑤防災や減災に留意した都市づくりの促進 |
|--|---|

1-3

広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①港湾施設、海岸保全施設の計画的整備の推進 ②南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の確立 ③南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施 ④災害時の避難誘導體制の確保 ⑤住民への円滑な情報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥学校での災害リスクを考慮した教職員への教育の実施 ⑦学校と地域が連携した防災教育の推進 ⑧消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲】 |
|--|---|

| | | |
|---|---|--|
| 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進 ② 港湾施設、海岸保全施設の計画的整備の推進【再掲】 ③ 農業水利施設の排水機能の確保 ④ 低平地での内水排除対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 水防体制の充実・強化 ⑥ 防災や減災に留意した都市づくりの促進【再掲】 ⑦ タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進 | |

| | | |
|---|---|--|
| 1-5 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な土砂災害防止対策の推進 ② 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進 ③ 防災意識の普及啓発 ④ 自主防災組織の組織化と活動活性化の促進 ⑤ タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲】 ⑦ 防災や減災に留意した都市づくりの促進【再掲】 | |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| 事前に備えるべき目標 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | |
|----------------------------|--|--|

| | | |
|---|---|--|
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 物資備蓄の推進 ② 生活必需品の個人備蓄等の促進 ③ 支援物資物流体制の推進 ④ 燃料供給体制の推進 ⑤ 電源車派遣に関する事前協議 ⑥ 緊急用 LP ガス調達に係る連携の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 道の駅の防災機能、防災体制の強化 ⑧ 道路啓開体制の確保 ⑨ 農道整備及び農道橋等の保全対策の推進 ⑩ 橋梁の長寿命化の推進 ⑪ 水道施設の計画的耐震化の促進 | |

| | | |
|---|--|--|
| 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 市道や農林道等の管理者と連携した交通難所の解消 ② 地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備 ③ 林道橋等の点検整備 | <ul style="list-style-type: none"> ④ 道路啓開体制の確保【再掲】 ⑤ 県防災ヘリ訓練の実施 ⑥ 孤立可能性のある集落等での通信確保 | |

| | | |
|------------|---|---|
| 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①消防関係庁舎の耐震化促進 ②消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲】 ③円滑な受援体制の構築 ④消防職員等に対する教育環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤消防団の充実強化【再掲】 ⑥自主防災組織の組織化と活動活性化の促進【再掲】 ⑦地区防災計画の作成促進 |

| | | |
|------------|---|--|
| 2-4 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①医療機関のBCP策定促進 ②陸路の閉塞時等におけるヘリによる救急搬送体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ③燃料供給体制の推進【再掲】 ④道路啓開体制の確保【再掲】 |

| | | |
|------------|--|---|
| 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①道の駅の防災機能、防災体制の強化【再掲】 ②事業所に対する従業員の一斉帰宅抑制等の周知・協力要請 | <ul style="list-style-type: none"> ③学校園での長期滞在対策の検討 ④公共交通機関の耐災害性向上 |

| | | |
|------------|--|---|
| 2-6 | 被災地における感染症等の大規模発生 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の推進 ②避難所における感染症対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ③下水道施設の耐震化・耐水化の推進 |

| | | |
|------------|--|--|
| 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成促進 ②避難所における感染症対策の推進【再掲】 ③指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等 | <ul style="list-style-type: none"> ④福祉避難所の指定拡大の促進 ⑤予防接種の推進【再掲】 |

事前に備えるべき目標

3

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- | | |
|-------------------------------------|------------------------|
| ①市庁舎の計画的な耐震対策の推進等 | ⑥災害対応業務を遂行できる職員の育成 |
| ②感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化 | ⑦地区防災計画の作成促進【再掲】 |
| ③市 BCP の継続的な見直し | ⑧自主防災活動リーダーの養成 |
| ④県・市町村相互応援体制の充実及び市町村共通の課題解決に向けた連携強化 | ⑨防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進 |
| ⑤市の受援計画の策定促進 | ⑩市の重要システムの業務継続計画の策定促進 |
| | ⑪消防通信指令施設の老朽化対策と再整備の推進 |

事前に備えるべき目標

4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ①防災用電源の安定的確保 | ③通信関連施設の耐災害性向上 |
| ②防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進【再掲】 | |

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ①岡山情報ハイウェイの機能維持 | ③住民への情報伝達手段の多様化 |
| ②災害時における公衆無線 LAN 環境の確保 | |

| | | |
|------------|---|---|
| 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用した住民への迅速な情報伝達環境の整備 ②住民への情報伝達手段の多様化【再掲】 ③市のハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進 ④幼少期からの防災教育の推進 ⑤個別避難支援計画の作成促進 ⑥指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦福祉関係団体等と連携した福祉支援体制構築の促進 ⑧障がい者への円滑な情報伝達対策等の促進 ⑨地区防災計画の作成促進【再掲】 ⑩外国人被災者への支援 ⑪観光施設の災害対応力の向上 ⑫防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進【再掲】 ⑬医療情報の確保 |

| | | |
|----------|------------------------|--|
| 5 | 事前に備えるべき目標 | |
| | 経済活動を機能不全に陥らせない | |

| | | |
|------------|--|---|
| 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①企業におけるBCP策定・BCM構築の促進 ②災害対策等に係る県制度融資の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ③地域経済力の強化 ④地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備【再掲】 |

| | | |
|------------|--|----------------|
| 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 | |
| | ①自立・分散型エネルギーの導入促進 | ②道路啓開体制の確保【再掲】 |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 5-3 | 交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備【再掲】 ②道路法面等の落石・崩土防止 | ③公共交通機関の耐災害性向上【再掲】 |

| | | |
|------------|--|---|
| 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①支援物資物流体制の推進【再掲】 ②地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ③農道整備及び農道橋等の保全対策の推進【再掲】 ④農業生産基盤の計画的整備の推進 |

| | |
|---------------------|---------------------------------|
| 5-5 | 農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 |
| ①農業用施設の計画的な老朽化対策の推進 | ②防災重点ため池の安全対策の推進 |

| | |
|-----------------|--|
| 事前に備えるべき目標 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
|-----------------|--|

| | |
|--------------------|--|
| 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止 |
| ①電源車派遣に関する事前協議【再掲】 | ②自立・分散型エネルギーの導入促進【再掲】 |

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| ①水道施設の計画的耐震化の促進【再掲】 | ②水道施設被災時の広域支援体制整備等 |

| | |
|-----------------------|----------------------------|
| 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| ①下水道施設の耐震化・耐水化の推進【再掲】 | ⑤農業・漁業集落排水施設の計画的な長寿命化対策の推進 |
| ②下水道施設の計画的な長寿命化対策の推進 | ⑥下水道整備の促進 |
| ③下水道BCPの定期的な見直し | ⑦燃料供給体制の推進【再掲】 |
| ④合併処理浄化槽の設置促進 | |

| | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 6-4 | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| ①道路法面等の落石・崩土防止【再掲】 | ⑤林道橋等の点検整備【再掲】 |
| ②道路啓開体制の確保【再掲】 | ⑥橋梁の長寿命化の推進【再掲】 |
| ③地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備【再掲】 | ⑦港湾施設、海岸保全施設の計画的整備の推進【再掲】 |
| ④農道整備及び農道橋等の保全対策の推進【再掲】 | ⑧公共交通機関の耐災害性向上【再掲】 |
| | ⑨漁港施設の長寿命化の推進 |

| | |
|--|--|
| 6-5 | 河川堤防、防潮堤、水門・樋門などの防災インフラの長期間にわたる機能不全 |
| ①計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進【再掲】 | ②防災重点ため池の安全対策の推進【再掲】 |
| | ③防潮水門の長寿命化の推進 |

7

制御不能な複合災害、二次災害を発生させない

7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- | | |
|--|-----------------------|
| ①消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲】 | ③大規模商業施設等の防火対策の促進【再掲】 |
| ②オフィスや住宅等における火災予防対策の促進 | ④初期消火体制の充実【再掲】 |
| | ⑤消防団の充実強化【再掲】 |
| | ⑥地区防災計画の作成促進【再掲】 |

7-2

臨海部の広域複合災害の発生

- | | |
|-------------------|-----------|
| ①防潮水門の長寿命化の推進【再掲】 | ②放置艇対策の推進 |
|-------------------|-----------|

7-3

ため池、河川堤防、防潮堤、水門・樋門などの防災インフラ等の損壊・機能不全や土砂の流出による多数の死傷者の発生

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ①農業用施設の計画的な老朽化対策の推進【再掲】 | ②防災重点ため池の安全対策の推進【再掲】 |
| | ③防潮水門の長寿命化の推進【再掲】 |

7-4

有害物質の大規模拡散・流出による市域の環境汚染

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①有害物質・環境モニタリング体制の確保 | ②有害物質の大規模拡散等防止対策の促進 |
|---------------------|---------------------|

7-5

農地・森林等の被害による市域の荒廃

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ①農地・農業用施設を維持する共同活動の促進 | ④計画的な間伐の推進 |
| ②農業生産基盤の計画的整備の推進【再掲】 | ⑤鳥獣被害防止対策の推進 |
| ③新規就農支援の推進 | |

| | |
|--|--|
| <p>事前に備えるべき目標</p> <p>8</p> | <p>社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p> |
| <p>8-1</p> | <p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> |
| <p>①災害廃棄物処理計画の策定の促進</p> <p>②災害廃棄物用の最終処分場候補地確保</p> | <p>③廃棄物処理施設の災害予防等</p> |
| <p>8-2</p> | <p>復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態</p> |
| <p>①支援協定締結団体との連携強化</p> <p>②高校生のインターンシップ等の充実</p> <p>③建設産業等の人材確保支援</p> <p>④県からの技術的支援</p> | <p>⑤各種NPOやボランティア団体との連携</p> <p>⑥県・市町村相互応援体制の充実及び市町村共通の課題解決に向けた連携強化【再掲】</p> |
| <p>8-3</p> | <p>貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> |
| <p>①岡山県文化財等救済ネットワークの強化</p> | <p>②文化財の所有者・管理者に対する防災知識の普及及び文化財施設の適切な維持管理</p> |
| <p>8-4</p> | <p>広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p> |
| <p>①港湾施設、海岸保全施設の計画的整備の推進【再掲】</p> | |
| <p>8-5</p> | <p>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> |
| <p>①被災者の住まいの確保に向けた体制整備</p> | |

自助・共助の取組を推進し防災意識の高揚を図り地域の総合的な防災力を高める

市民の防災意識の低下や自主防災組織等の防災・減災に対する取組不足による、避難行動や災害対応の遅れや被害の拡大

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①消防団の充実強化【再掲】 ②災害時の避難誘導體制の確保【再掲】 ③住民への円滑な情報伝達【再掲】 ④学校での災害リスクを考慮した教職員への教育の実施【再掲】 ⑤学校と地域が連携した防災教育の推進【再掲】 ⑥防災意識の普及啓発【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦自主防災組織の組織化と活動活性化の促進【再掲】 ⑧生活必需品の個人備蓄等の促進【再掲】 ⑨地区防災計画の作成促進【再掲】 ⑩自主防災活動リーダーの養成【再掲】 ⑪幼少期からの防災教育の推進【再掲】 |
|--|---|

5 計画の推進と進捗管理

計画の推進

ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努めます。

全員参加による計画の推進

本市の強靱化の実現には、本市の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」「共助」「公助」の役割分担により、計画の推進を図る必要があります。

このため、様々な機会を通じて、地域計画の周知及び防災意識の高揚等に取り組むことをはじめとし、国、県の各種補助事業の活用と民間資本の活用等により、効率的な施策の推進に努めます。

計画の進捗管理と見直し

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画(Plan)）、施策の計画的な実施（実行(Do)）、施策の進捗管理・結果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Action)）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策・事業や指標（瀬戸内市国土強靱化地域計画 アクションプラン）の見直しを行います。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとします。

